

## 須藤功議員への問責決議／全員一致で可決

### 議員 発議

#### ◆決議案1号 須藤功議員

に対する問責決議  
飯塚悦男議員外11名の議員から、左記の内容の問責決議が提出されました。  
採決の結果、岩沼政策フォーラム、いわぬまアンス

ト、会派に所属しない議員、全員の賛成により可決しました。

#### ◆決議案2号 須藤功議員

に対し、市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議  
引き続き、佐藤淳一議員

引き続き、佐藤淳一議員

#### ◆決議案4号 大友健議員

に対する懲罰の件  
9月議会冒頭、6月議会

#### ◆決議案5号 須藤功議員

に対する懲罰の件  
須藤功議員は、須藤議員

外11名の議員から、「須藤功議員に対し、市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議」が提出されました。  
採決の結果、岩沼政策フォーラム、会派に所属しない議員の賛成多数で可決しました。

から継続審査になっていた発議案については、懲罰特別委員長から「出席停止の懲罰」の報告がありました。  
採決の結果、賛成多数で委員長報告の通り可決されました。  
大友健議員は出席停止23日間となりました。

## 須藤功議員に対する問責決議

平成28年6月10日の議会運営委員会において、須藤功議員のブログで議員を名指した誹謗中傷がなされ、かつ、事実とは異なる情報を発信したことについて協議された。同月22日の議運において議長から須藤功議員に対し厳重注意を行うと決定した。

協議の対象となったのは、須藤功議員のブログの5月9日付けの「事実を歪曲し瓦解の途」と題する記事で、「飯塚悦男議員、佐藤一郎議員そして元議長の国井宗和議員は、これまでの経過説明のやり取りが理解できていない。」「3議員は説明が理解できないのか、正しい日本語がわからないのか。欠席した理由を一方向的に無断欠席と、事実を歪曲しているように感じました。」「欠席理由が出席できないと断っていた日程を組んだ、布田委員長に責任があるのではないか。こんなことでくだらない会議をやっている岩沼市議会は、崩れ落ちていく瓦解の一途へ進んでいるのではないかと心配です。」「行政調査に行っても説明が理解できるのだろうか、こちらも心配だ。」と記載したことであり、このほか、5月19日付けの「話をする事がおかしい」と題する記事では、「理解できない議員の会議・・・」、「飯塚委員の発言内容に驚いた。『市民から負託を受けた議員だから』『議会軽視だ』『市民に対する背信行為』『懲罰動議が出てもおかしくない』出るわ出るわ、暴言というよりわけのわからぬ理解不能な言葉でした。(あっ、もともと理解できない方でした)」、「布田委員長が副委員長にも伝えず、独断と偏見で進めた会議日程ではないか。委員会6人のうち4人が同じ会派です。にも拘わらず、市民の負託を受けた態度の悪い飯塚委員が、布田委員長を援護し植田委員の発言を許さない。」などと記載している。

7月8日、議長は議運決定を受けて議長室で須藤功議員に対し厳重注意を行ったが、須藤功議員は、反省するどころか、その日のブログにまた訳のわからない「会期不継続の原則」とか、議長に対する無礼な振る舞いや事務局長に対する中傷も行っている。また、9月2日の議運における須藤功議員が所属する会派の会長である大友健議員の発言からも反省が感じられなかった。

以上のブログについては、岩沼市議会議員政治倫理条例第3条第7項及び第8項に抵触するおそれがあり、今後は、個人の名誉を傷つける行為をせず、市民の代表として名誉と品位を損なうような行為を慎み、身を引き締めて議員活動を行うことを強く求めるものである。

### 岩沼市議会議員政治倫理条例第3条

第7項 確たる事実に基づいて発言及び情報発信を行うものとし、事実の不十分な表示及び誤った解釈等により個人、企業又は団体の名誉を傷つける行為をしないこと。

第8項 その他市民全体の代表として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

以外の議員が、市民のため昼夜を問わず身を粉にして議員活動を行っているにもかかわらず、全議員を侮辱するような発言をしたことから、自己本位の言論の自由を楯にした言いたい放題の品位がない言論の乱用を防ぐためにも自律作用による戒めが必要とされ、布田一民議員外13名の議員から、懲罰動議が提出されました。

この懲罰の件は、全員賛成のもと、継続審査となりました。